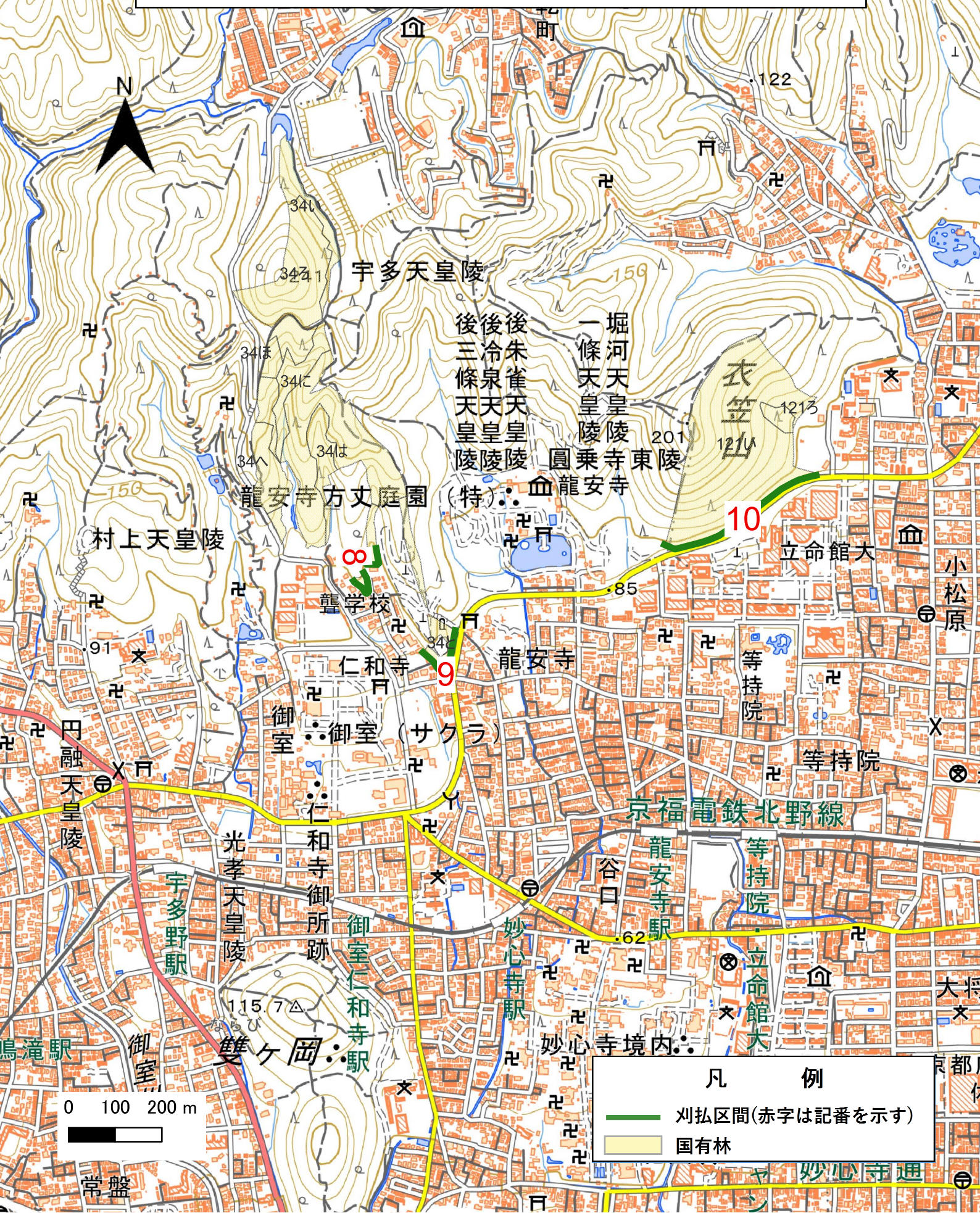


高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
 京都市右京区住吉山国有林34と林小班外
 縮尺1/10,000
 記番8~10



凡 例

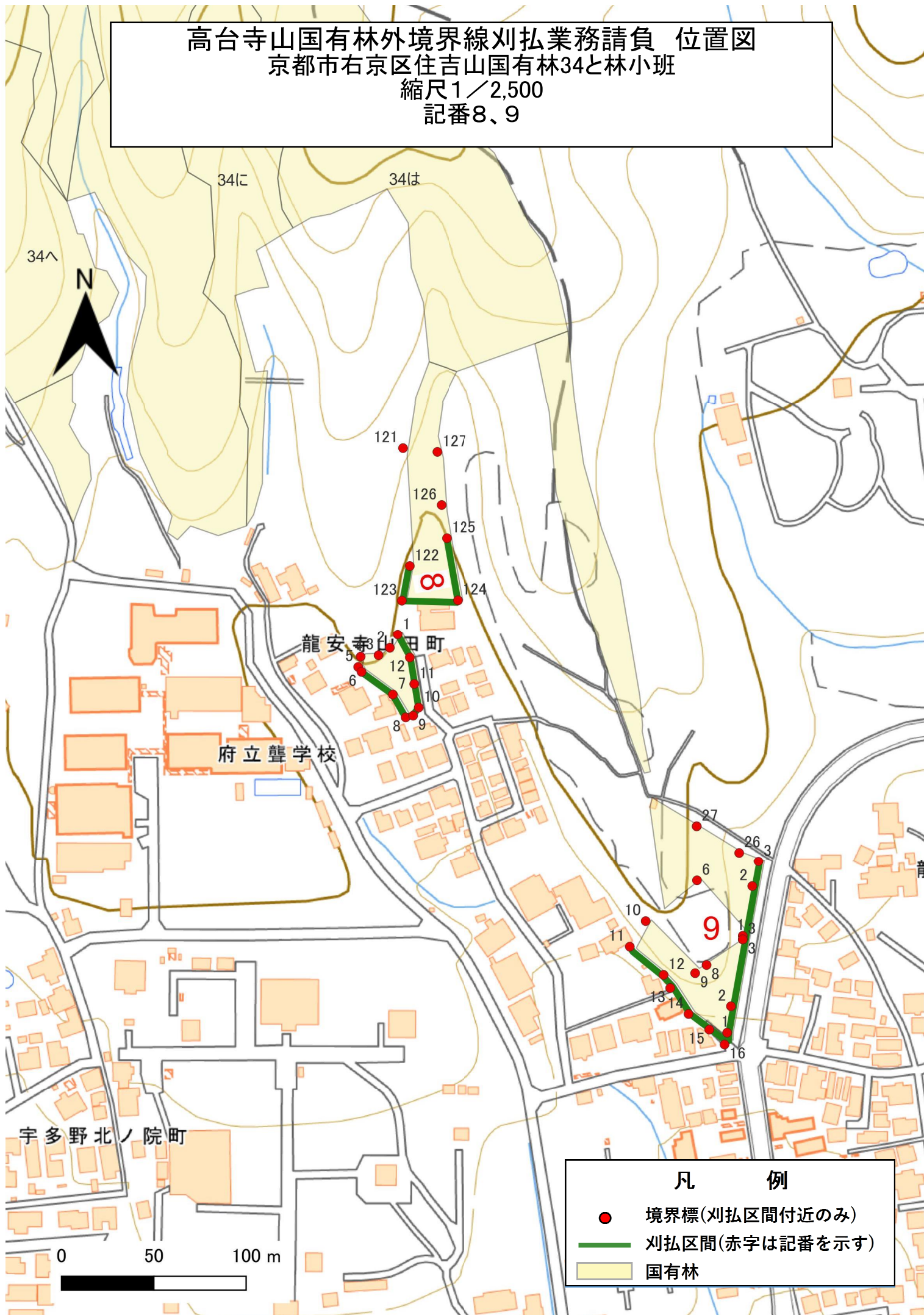
- 刈払区間(赤字は記番を示す)
- 国有林

0 100 200 m

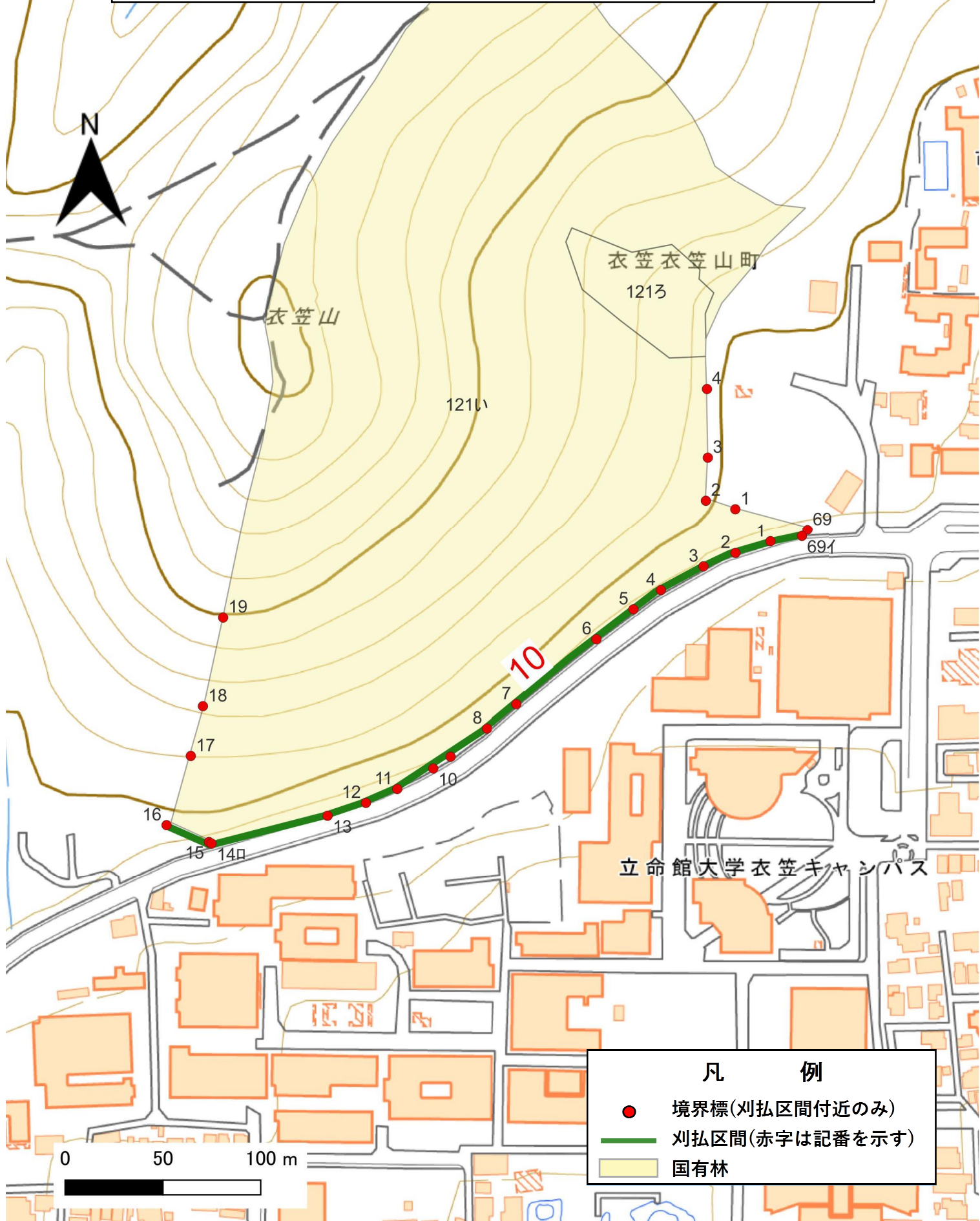
常盤

妙心寺通

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
 京都市右京区住吉山国有林34と林小班
 縮尺1/2,500
 記番8、9



高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市北区衣笠山国有林121い林小班
縮尺1/2,500
記番10



契約情報の2 契約情報の公表様式

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負

京都大阪森林管理事務所

森林事務所	業務内容	記番	国有林	林小班	実行数量 (km)	業務期間	林分条件	業務条件			
								業務手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
東山	境界線刈払	1	高台寺山	108い、ろ、は	0.28	令和8年 8月17日 ～ 令和8年 11月20日	難100%	機械(人力併用)	4.2	12	東山区役所
		2	高台寺山	108に、へ1、へ2、ほ2、109い、ろ、は	1.10		難100%	機械(人力併用)	4.8	19	東山区役所
		3	高台寺山	111ろ3、に、ほ	0.20		難100%	機械(人力併用)	2.0	10	東山区役所
		4	高台寺山	112ろ1、ろ2	0.38		難100%	機械(人力併用)	3.8	23	東山区役所
		5	高台寺山	112に1	0.25		難100%	機械(人力併用)	3.8	15	東山区役所
		6	高台寺山	111か、112に1、い2	0.35		難100%	機械(人力併用)	3.8	10	東山区役所
		7	高台寺山	112に2	0.22		難100%	機械(人力併用)	2.6	11	東山区役所
		8	高台寺山	112は	0.45		難100%	機械(人力併用)	2.6	11	東山区役所
		9	阿弥陀ヶ峯	113た1、た2	0.29		難100%	機械(人力併用)	2.6	6	東山区役所
		10	阿弥陀ヶ峯	113ち1、よ	0.19		難100%	機械(人力併用)	3.6	7	東山区役所
		11	桃山	126い	0.42		難100%	機械(人力併用)	5.2	13	伏見区役所
		12	桃山	126ろ	0.51		難100%	機械(人力併用)	3.8	13	伏見区役所
		13	折居	503は1、ろ	0.31		難100%	機械(人力併用)	6.2	17	宇治市役所
		14	折居	503は2、は3、ほ1、ほ2、と	0.83		難100%	機械(人力併用)	6.2	23	宇治市役所
		15	折居	503ち	0.14		難100%	機械(人力併用)	3.4	8	宇治市役所
		16	安祥寺山	20つ、な	0.07		難100%	機械(人力併用)	8.0	13	山科区役所
		17	地藏院	43に	0.16		難100%	機械(人力併用)	4.2	11	西京区役所
		18	山吹山	521い2	0.17		難100%	機械(人力併用)	13.6	30	井手町役場
小計					6.32						
上賀茂	境界線刈払	1	貴船山	6へ、と、イ	0.38	難100%	機械(人力併用)	9.2	18	左京区役所静市出張所	
		2	神山	10は、11い1	0.62	難100%	機械(人力併用)	1.8	10	左京区役所静市出張所	
		3	神山	12に、と	1.12	難100%	機械(人力併用)	1.8	11	左京区役所静市出張所	
		4	神山	12い、ろ	0.44	難100%	機械(人力併用)	3.0	13	左京区役所静市出張所	
		5	神山	11い1、は	0.14	難100%	機械(人力併用)	3.4	8	左京区役所静市出張所	
		6	神山	12い	0.14	難100%	機械(人力併用)	3.4	8	左京区役所静市出張所	
		7	神山	12ほ、へ、と	0.26	中100%	機械(人力併用)	4.0	11	左京区役所静市出張所	
		8	住吉山	34と	0.17	難100%	機械(人力併用)	6.4	19	右京区役所	
		9	住吉山	34と	0.13	難100%	機械(人力併用)	6.4	11	右京区役所	
		10	衣笠山	121い	0.37	難100%	機械(人力併用)	7.4	22	北区役所	
小計					3.77						
計					10.09						

入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札して下さい。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金(その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち合わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札する。
14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
- (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
- (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
16. 落札となるべき同価格(総合評価落札方式による場合は「同評価値」)の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
- なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち合わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。